

Ⅲ 調査票

男女共同参画に関する意識調査

県民の皆様

県行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

青森県では、平成13年6月に制定した「青森県男女共同参画推進条例」や平成24年に策定した「第3次あおり男女共同参画プラン21」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、県をあげて取り組んでいるところです。

この度、県民の皆様の男女共同参画に関するお考えや御意見をお聞かせいただき、今後の施策の参考とするため、「青森県男女共同参画に関する意識調査」を実施することといたしました。

この調査の実施にあたり、県内にお住まいの20歳以上の方々の中から、2,000人を無作為に選ばせていただきましたところ、そのお一人として、あなた様のお考え等をお伺いすることとなりました。お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、あなた様個人のお名前や回答が特定されることはありません。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成27年10月

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課

— 回答にあたってのお願い —

- 1 封筒のあて名の方御本人がお答えください。御家族の方などが、代わりに回答しないようお願いいたします。
- 2 回答は、あてはまる番号を選び、その番号に○をつけてください。
- 3 回答が「その他」にあてはまる場合は、()内にその内容を具体的に御記入ください。
- 4 質問の進み方は、矢印や質問の前後の注意書きに従ってください。

御記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、**平成27年11月5日（木）まで**に投函してください。（お名前の記入はいりません。）
調査結果は、来年3月頃に県のホームページなどで公表する予定です。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ

電話 017-734-9228
(土日祝日を除く8:30~17:15)

男女平等に関する意識

問1 あなたは、次のアからクまでの分野で男女が平等になっていると思いますか。それぞれの項目について、1から6の中からあなたのお考えに近いものの番号に○をつけてください。(1つずつ)

	男性優位	やや男性優位	平等	やや女性優位	女性優位	わからない
ア 家庭生活では	1	2	3	4	5	6
イ 職場では	1	2	3	4	5	6
ウ 学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
エ 政治の場では	1	2	3	4	5	6
オ 法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
カ 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3	4	5	6
キ 自治会やNPO、ボランティアなどの地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
ク 社会全体では	1	2	3	4	5	6

家庭における役割

問2 家庭生活について、あなたの御意見をお伺いします。1から5の中からあなたのお考えに近いものの番号に○をつけてください。(1つだけ)

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5

問3 既婚者（事実婚を含む）のみにお聞きします。

あなたの家庭では、夫婦の役割分担はどのようになっていますか。（1つだけ）

- 1 夫が家計を支え、妻が家事・育児などに専念する
- 2 妻が家計を支え、夫が家事・育児などに専念する
- 3 夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児などを担当する
- 4 夫と妻が共同で家計を支え、主に夫が家事・育児などを担当する
- 5 夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児などを分担する
- 6 その他（具体的に

）

問4 あなたの理想としては、夫婦の役割分担はどのようにするのがよいと思いますか。

（1つだけ）

- 1 夫が家計を支え、妻が家事・育児などに専念する
- 2 妻が家計を支え、夫が家事・育児などに専念する
- 3 夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児などを担当する
- 4 夫と妻が共同で家計を支え、主に夫が家事・育児などを担当する
- 5 夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児などを分担する
- 6 その他（具体的に

）

問5 今後、男性が家事、子育て、介護に積極的に関わり、役割を分担していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

（○はいくつでも）

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事、子育て、介護についても、その評価を高めること
- 6 労働時間短縮や休暇制度を普及・活用することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7 男性が家事、子育て、介護に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事、子育て、介護の技能を高めること
- 9 男性が家事、育児、介護を行うための仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 10 家庭と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他（具体的に

）

- 12 特に必要なことはない
- 13 わからない

女性の活躍推進

問6 女性が働くことについてお聞きします。女性の働き方は、次のどれが理想だと思いますか。(1つだけ)

- 1 結婚や出産にかかわらず、ずっと職業をもつ
- 2 子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムの職業をもつ
- 3 子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムの職業をもつ
- 4 結婚しても子どもができるまでは職業をもち、出産後はもたない
- 5 結婚をするまでは職業をもつが、結婚後はもたない
- 6 その他(具体的に)

問7 あなたが、次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 都道府県、市(区)町村の首長
- 2 国会議員、都道府県議会議員、市(区)町村議会議員
- 3 国家公務員・地方公務員の管理職
- 4 裁判官、検察官、弁護士
- 5 医師・歯科医師
- 6 大学教授
- 7 国連などの国際機関の管理職
- 8 企業の管理職
- 9 起業家・経営者
- 10 労働組合の幹部
- 11 農林水産団体の役員
- 12 新聞・放送の記者
- 13 自治会長、町内会長等
- 14 特にない
- 15 その他(具体的に)
- 16 わからない

問8 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|----|----------------------------------|---|
| 1 | 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと | |
| 2 | 女性自身がリーダーになることを希望しないこと | |
| 3 | 上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと | |
| 4 | 長時間労働の改善が十分ではないこと | |
| 5 | 企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること | |
| 6 | 保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと | |
| 7 | 保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと | |
| 8 | その他(具体的に |) |
| 9 | 特にない | |
| 10 | わからない | |

問9 あなたは、女性が出産後も離職せずと同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|----|--------------------------------------|---|
| 1 | 保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備 | |
| 2 | 介護支援サービスの充実 | |
| 3 | 家事・育児支援サービスの充実 | |
| 4 | 男性の家事・育児参加 | |
| 5 | 女性が働き続けることへの家族等の理解・意識改革 | |
| 6 | 女性が働き続けることへの職場の管理職や上司の理解・意識改革 | |
| 7 | 女性が働き続けることへの職場の同僚の理解・意識改革 | |
| 8 | 働き続けることへの女性自身の意識改革 | |
| 9 | 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革 | |
| 10 | 職場における育児・介護との両立支援制度の充実 | |
| 11 | 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入 | |
| 12 | 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止 | |
| 13 | その他(具体的に |) |
| 14 | 特にない | |
| 15 | わからない | |

仕事と生活の調和

問 10 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの理想（希望）に最も近いもの、あなたの現実（現状）に最も近いものはどれですか。（現在、仕事をしていない方は仕事をしていた時の状況でお答えください。）（それぞれ1つずつ）

<理想（希望）>

- 1 「仕事」を優先
- 2 「家庭生活」を優先
- 3 「地域活動や個人の趣味・学習等」を優先
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- 5 「仕事」と「地域活動や個人の趣味・学習等」をともに優先
- 6 「家庭生活」と「地域活動や個人の趣味・学習等」をともに優先
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域活動や個人の趣味・学習等」をともに優先
- 8 わからない

<現実（現状）>

- 1 「仕事」を優先
- 2 「家庭生活」を優先
- 3 「地域活動や個人の趣味・学習等」を優先
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- 5 「仕事」と「地域活動や個人の趣味・学習等」をともに優先
- 6 「家庭生活」と「地域活動や個人の趣味・学習等」をともに優先
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域活動や個人の趣味・学習等」をともに優先
- 8 わからない

【用語の意味】

家庭生活・・・家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など

地域活動・・・社会参加活動、ボランティア活動、交際・つきあいなど

問 11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現された社会に近づくためには、企業による取組として、どのような取組が必要だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- | |
|---|
| 1 社長や役員などの経営トップが先頭に立って取り組む |
| 2 企業の中で推進する責任者を決める |
| 3 管理職の意識改革を行う |
| 4 管理職以外の社員の意識改革を行う |
| 5 ワーク・ライフ・バランスについての企業の情報を公開する |
| 6 仕事の量を減らす |
| 7 無駄な業務・作業をなくす |
| 8 年休の取得計画をつくる |
| 9 取引先や下請企業に無理な要求をしない |
| 10 従業員を増やす |
| 11 給料を上げる |
| 12 ノー残業デーを設ける |
| 13 育児休業・介護休暇をとりやすくする |
| 14 短時間勤務やフレックスタイムなど、勤務時間に柔軟性をもたせる |
| 15 在宅勤務ができるようにする |
| 16 夫婦が同じ地域で働けるようにするなど、転勤構造を見直す |
| 17 その他（具体的) |
| 18 特にない |
| 19 わからない |

【用語の意味】

ワーク・ライフ・バランスが実現された社会

- ・・・ 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会
（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府）

男女間における暴力

<結婚しているか、または結婚したことのある方（事実婚を含みます）>



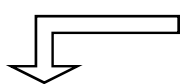
問 12 へお進みください

<それ以外の方> ⇨ 問 15 へお進みください

問 12 結婚しているか、または結婚したことのある方にお聞きします。

あなたはこれまでに、配偶者（事実婚や別居中を含む）から、次のような暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）をされたことはありますか。（1つずつ）

	何 度 も あ っ た	1 ・ 2 度 あ っ た	全 く な い	覚 え て い な い
ア 身体的暴行 （例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	1	2	3	4
イ 心理的攻撃 （例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	1	2	3	4
ウ 経済的圧迫 （例えば、生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）	1	2	3	4
エ 性的強要 （例えば、いやがっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど）	1	2	3	4



< の範囲で1つでも○がついた方は問 13 へお進みください >

問 13 へ

<それ以外の方は問 15 へお進みください>



問 15（問 13・問 14 は回答不要）

問 13 あなたは配偶者（事実婚や別居中を含む）から受けた行為について、どこ（だれ）かに相談しましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|---|---|
| 1 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所等）や男女共同参画センターに相談した | |
| 2 警察に連絡・相談した | |
| 3 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した | |
| 4 上記（1～3）以外の公的な機関（市役所など）に相談した | |
| 5 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した | |
| 6 医療関係者（医師、看護師など）に相談した | |
| 7 学校関係者（教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど）に相談した | |
| 8 家族や親戚に相談した | |
| 9 友人・知人に相談した | |
| 10 その他（具体的に | ） |
| 11 どこ（だれ）にも相談しなかった | |

問 14 どこ（だれ）にも相談しなかった方へ。相談しなかったのはどうしてですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|--|---|
| 1 どこ（だれ）に相談してよいのか分かなかったから | |
| 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから | |
| 3 相談してもむだだと思ったから | |
| 4 自分が受けている行為がDV（ドメスティック・バイオレンス）とは認識していなかったから | |
| 5 相手の仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど） | |
| 6 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから | |
| 7 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから | |
| 8 世間体が悪いと思ったから | |
| 9 他人を巻き込みたくなかったから | |
| 10 他人に知られると、これまで通りのつき合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから | |
| 11 そのことについて思い出したくなかったから | |
| 12 自分にも悪いところがあると思ったから | |
| 13 相手の行為は愛情の表現だと思ったから | |
| 14 相談するほどのことではないと思ったから | |
| 15 その他（具体的に | ） |

問 15 男女間における暴力（配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなど）を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、教育を行う
- 2 学校・大学で生徒・学生に対し、教育を行う
- 3 地域で研修会、イベントなどを行う
- 4 職場で研修会などを行う
- 5 メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 6 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- 7 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
- 8 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 9 加害者への罰則を強化する
- 10 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターソフト、インターネット上の情報など）を取り締まる
- 11 その他（具体的に _____ ）
- 12 特にない
- 13 わからない

防災・復興

問 16 あなたは、性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のためにはどのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 消防団や自主防災組織の女性メンバーを増やす、女性の参画を促進する
- 2 平常時から性別に配慮した防災訓練を行う
- 3 災害時に対応できるよう、平常時から自治会・町内会の役員に女性を入れる、増やす
- 4 災害発生直後から、市町村等の女性職員が現場で対応する
- 5 避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする
- 6 更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う
- 7 避難所でのリーダーや炊き出しなどの役割を、性別で固定せずに分担する
- 8 防災や復興の政策・方針を決める過程に女性が参画する
- 9 その他（具体的に _____ ）
- 10 特にない
- 11 わからない

男女共同参画に関する行政への要望

問 17 男女共同参画社会を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 法律や条例、制度の面で見直しを行う
- 2 国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 3 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 4 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 5 従来、女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する
- 6 保育の施設・サービスや、介護の施設・サービスを充実する
- 7 男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する
- 8 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める
- 9 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
- 10 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 11 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PR する
- 12 その他（具体的に _____)
- 13 特にない
- 14 わからない

【用語の説明】

男女共同参画社会・・・ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
(男女共同参画基本法第2条)

最後に、回答を統計的に分析するために、あなた御自身のことなどについてお聞きします。

F1 性別

- 1 男性 2 女性

F2 配偶者（事実婚を含む）の有無

- 1 いる いない（2 未婚 3 離・死別）

F3 年齢

1 20歳代	3 40歳代	5 60歳代
2 30歳代	4 50歳代	6 70歳代以上

F4 職業（主なものを1つづつ）

<あなた>	<配偶者（事実婚を含む）>
1 自営業主	1 自営業主
2 家族従業者	2 家族従業者
3 会社・団体役員	3 会社・団体役員
4 給与所得者	4 給与所得者
5 パート・アルバイト	5 パート・アルバイト
6 学生	6 学生
7 専業主婦（主夫）	7 専業主婦（主夫）
8 無職	8 無職

F5 子どもの有無

1 いる	2 いない
------	-------

F6 お住まいの地域

1 東青地域（青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）
2 中南地域（弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村）
3 三八地域（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）
4 西北地域（五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町）
5 上北地域（十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町）
6 下北地域（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）

これで調査は終了です。
御協力いただき、誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れ、
平成27年11月5日（木）までに投函していただきますよう
お願いします。

平成 2 7 年度
青森県男女共同参画に関する意識調査報告書

平成 2 8 年 3 月

発 行 青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課
〒030-8570 青森県青森市長島 1 丁目 1 番 1 号
TEL 0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 2 8